

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年 8月 26日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市北区芝田2丁目3番19号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 鉄道リネンサービス株式会社 代表取締役 大野 好男 電話 06-6373-1616					
主たる業種	リネンサプライ業	細分類番号	7 8 1 3				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	エネルギー（燃料使用量 電気使用量）の削減により 最終年度においてエネルギー原単位及び温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	エネルギー管理統括者の常務取締役を本部長とした生産幹部会議（毎月実施）にて省エネルギーの推進とCO2排出量の削減に関する活動を実施しています。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,673.3 トン	4,856.6 トン	4,806.4 トン	4,758.8 トン	2.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,905.8 トン	4,856.6 トン	4,806.4 トン	4,758.8 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	・直前年度は新型コロナの影響による低稼働に伴い総排出量も減少、平準化計画とするため、平均値を基準とする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (取扱量)	3.84	3.81	3.76	3.72	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	・直前年度は新型コロナの影響による低稼働に伴い総排出量も減少、平準化計画とするため、前3年の平均値を基準とする。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	111.0 パーセント	117.0 パーセント	117.0 パーセント	117.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	・加圧ポンプのインバーター化 ・ガス空調設備更新					
	(3) 年度	・ボイラー室ヘッダーバルブ更新 ・スチームトラップ年次点検					
	(4) 年度	・ロールカバーの保温					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	・工場通勤の内、約90%以上を自転車及びバイク通勤者。遠方勤務者だけを自動車使用の許可制。（継続）					
	上記の措置を採用する理由	・石化燃料の消費抑制、及び駐車場の制限から。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・リネン材の再利用（仕上げタオル等に改造転用等）につとめ、廃棄物を抑える。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。